

富山県技術専門学院協力会規則

(名称および事務所)

第1条 この会は、富山県技術専門学院（以下「学院」という。）協力会と称し、事務所を学院内に置く。

(目的)

第2条 この会は、学院と相互に連携を保持し、職業能力開発事業の発展に協力し、有能な技能者の養成を図って、産業の興隆に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、学院の職業能力開発事業に協力する者をもって組織する。

第4条 この会に入会しようとする者は、文書をもって申込み、会長の承認を得るものとする。

2 退会の場合もまた同様とする。

(事業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 職業能力開発に関する講演会、講習会、研究会、懇談会並びに協議会等の開催
- (2) 職業能力開発の推進に対する経済的助成並びに資料若しくは図書等の発行又はあつ旋
- (3) 職業能力開発の学生活動に対する援助又は協力
- (4) 職業能力開発に関する調査研究
- (5) その他目的達成に必要と認める事業

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 参与 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、会務を審議し、運営にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 参与は、会務の執行について指導する。

(役員選挙)

第8条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- 3 参与は、校長をもって充てる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ補欠役員を選出する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長これを委嘱し、重要な会務の相談に応ずる。

(総会及び理事会)

第11条 この会に、次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

第12条 総会は、この会の最高機関であって、会則の改正、事業の実施、予算及び決算の議決又は承認、その他重要な事項について審議し決定する。

第13条 総会は、これを通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に会長がこれを招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と決めたとき理事会の議を経て招集する。

第14条 総会は、会員の3分の1以上の出席を得て開会する。

2 議事は、出席会員の過半数の同意により議決する。

第15条 理事会は、理事及び監事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

2 理事会は、会の運営方針について審議する。

(職員)

第16条 この会に、職員として、幹事若干名をおく。

2 幹事は、会長これを委嘱し、庶務会計の事務を処理する。

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費は、毎年総会において定めた額を年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(細則)

第19条 この会則に規定する条項以外の事項については、会長が理事会の議を経て定める。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。